

●「教育・保育給付認定」の申請に当たって

- 1 幼稚園や保育所などの施設を利用される場合は、「教育・保育給付認定」が必要になります。下記の記入上の注意及び記入例にしたがって、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（以下、教育・保育給付認定申請書）」に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。
- 2 市階層は、保護者などの市町村民税額の課税状況によって、決定されます。
4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づいて市階層を決定します。
幼稚園の入園申込以後、確定申告書や住民税申告書の提出などにより課税額が変更となった場合は、速やかに保育幼稚園課に届け出てください。
- 3 支給認定証は、入園月の中旬に交付します。
- 4 幼稚園の入園申込以後、世帯構成が変わった場合（婚姻、離婚、祖父母などと同居となった等）、身体障がい者手帳等交付や特別児童扶養手当の支給対象になった場合や、修正申告などで年度途中で課税額の変更があった場合は、直ちに保育幼稚園課または幼稚園へ「教育・保育給付認定申請書」等を提出してください。（市階層は提出があった日の翌月から変更となります。）

記入上の注意 *** 教育・保育給付認定申請書 裏面「記入例」を参考にしてください

1 「現住所」欄には、これから転居する場合は、上段に現住所、下段に新住所を記入してください。「連絡先」については、昼間に連絡がつきやすい順に複数記入してください。
2 「①世帯構成、世帯の状況」欄の「申請児童」欄の「氏名」にはふりがなを付し、「生年月日」欄の年齢は令和5年4月1日現在の年齢を記入してください。「児童出生順」は世帯における児童の出生順位を記入してください。
3 「世帯構成」欄は、申請児童の父母・兄弟姉妹（単身赴任や進学等の理由で別居の場合も記入）及び同居している親族等（世帯分離も含む）全員について記入してください。
4 「世帯の状況」欄の「生活保護」「ひとり親該当」「在宅障がい者」欄は、該当の有無について□にチェックをし、必要事項を記入してください。特に、「在宅障がい者」はその対象者の氏名・等級をもって減免対象として取り扱います。
5 「②入園を希望する期間、保育の希望の有無」欄の「入園を希望する期間」欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、幼稚園の入園を希望する期間を記入してください。

●「個人番号（マイナンバー）」の届出に当たって

1. 幼稚園等利用申込みの手続等で個人番号（マイナンバー）が必要となります

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、教育・保育給付認定に係る手続きの際、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

2. 個人番号（マイナンバー）の利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

※ 提出を受けた個人番号は、市において対象児童が卒園年度まで厳重に保管・管理します。受付施設等では保管・管理しません。

※ 離婚や婚姻で保護者が変更になる場合、個人番号の紛失等で個人番号を変更された場合は、速やかにお申し出ください。

※ 申請者が他の世帯員から個人番号の提供を受ける場合には、上記「利用目的について」を他の世帯員にも明示してください。

3. 本人確認（番号確認＋身元確認）について

個人番号を収集する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要であり、個人番号申告の際に以下の確認書類の添付が必要となります。

提出先	提出時に必要となるもの
幼稚園へ提出 ⇒右記①②と申告書を封筒に入れ、封をした状態でご提出ください	<p>①②のコピーを申告書に添付すること</p> <p>① 保護者（父または母）の個人番号を確認するもの ◆個人番号カード※1 ◆通知カード ◆個人番号が記載された住民票等 のいずれか</p> <p>② 保護者（父または母で①と同じ方）の身元を確認するもの ◆運転免許証 等（顔写真の付いているもの）※2</p>

※1 ①で「個人番号カード（顔写真付）」裏表の写しを提出された場合は、②の身元確認をするものの提出は必要ありません。

※2 ②で運転免許証・パスポート等（顔写真付）がない方については、保険証や年金手帳等、官公署の発行する書類の写しを2つ以上添付してください。

記入上の注意 *** 個人番号（マイナンバー）申告書 裏面「記入例」を参考にしてください。

お問い合わせ先 出雲市役所 保育幼稚園課（入園係） TEL:0853-21-6964 FAX:0853-21-6413